

電気通信紛争処理委員会（第235回）

1 日時

令和5年9月15日（金）10時00分～11時15分

2 場所

第2特別会議室（総務省8階）及びWeb会議による開催

3 出席者等（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、
小塚 荘一郎、中條 祐介（以上5名）

(2) 特別委員

青柳 由香、大雄 智、白山 真一、杉山 悦子、矢入 郁子、葭葉 裕子
（以上6名）

(3) 総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

課長 井上 淳、課長補佐 竹内 史生、課長補佐 廣瀬 謙、
課長補佐 柴田 輝之、課長補佐 古田 直樹

(4) 事務局

事務局長 藤野 克、参事官 小津 敦、上席調査専門官 佐藤 英雄

4 議題

「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の概要」【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村でございます。ただいまから第235回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は委員5人全員が御出席ですので、定足数を満たしております。特別委員6名にも御出席いただいております。

されていて、私はFMMCという財団のワシントン事務所長をやっていたのですが、そういうところで2年御指導いただいた経験があります。そうした経験を生かしながらかますますこの事務を充実させていきたいと思っているところです。

以上です。ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございました。藤野事務局長、小津参事官、これからよろしく願いいたします。

(2)議題：「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の概要」【公開】

【田村委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日は公開の議事となっております。「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の概要」ということで、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の井上課長から御説明をお願いしたいと思います。井上課長にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

【井上課長】 ただいま御紹介いただきました総務省総合通信基盤局料金サービス課の井上でございます。この7月に着任しております。田村委員長はじめ委員会の委員の皆様方には日頃よりお世話になっております。本日もこのような機会を頂きましてありがとうございます。引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はアジェンダにございますように、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書について御説明させていただきたいと思っております。

この接続料の算定等に関する研究会でございますが、神戸国際大学学長の辻先生を座長として行っているものでございます。今日御説明させていただきます第七次報告書につきましては昨年9月27日から今年8月29日まで計15回開催させていただいております。それまでに7月1日から7月31日までパブコメを実施いたしまして、皆様方の御意見も承っております。その上で9月6日にこの接続料の算定等に関する研究会の第七次報告書という形で公表させていただきました。本日はその第七次報告書の概要について御説明させていただきたいと思っております。

それでは1ページおめくりいただきます。1ページ目から4ページ目までがこの第七次報告書の概要でございます。簡単に御説明いたしますが、全部で九つのアジェンダについてこの第七次報告書の取りまとめまで議論してまいりました。最初、概要の九つについて簡単に御説明させていただいた上で、この赤枠囲みのあるもの、都合4点ございますが、4点につきましては別途説明させていただきたいと思っております。

まず、改めて研究会の趣旨でございますけれども、一つ目の丸にございますように、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点、それ

から指定電気通信設備を用いた「卸役務」に関するルールの在り方を検討してございます。先ほど申し上げましたように15回の会合を開催いたしまして、九つのアジェンダについて議論してまいりました。順に御説明いたします。

1番目、卸協議の適正性の確保に関する制度整備でございます。こちらにつきましては、卸協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図るため、電気通信事業法の一部を改正いたしました。昨年6月に成立いたしまして、今年6月に施行いたしました。その施行に当たりまして、規制対象となる卸役務の範囲、それから協議において提示を義務づける情報の範囲について研究会で議論いたしました。

後ほど説明いたしますけれども、規制対象となる卸役務については、固定系ではF T T Hアクセスサービス等、移動系では携帯電話（4 G、5 G）、全国B W A等を規制対象としてございます。また、提示を義務づける情報につきましては接続料相当額、それから接続料相当額と卸料金の差額の費用の項目としてございます。これらに関する省令につきましては既に整備・施行済みでございます。今後、卸料金の低廉化、提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視することとしてございます。

2番目のアジェンダにつきましては、卸検証ガイドラインに基づく検証でございます。接続と卸役務が並立して、その提供状況の適正性の確保と柔軟な設備利用のバランスを我々どもとしては図ってまいりました。一方で、卸料金につきましては料金の高止まりなどの問題も指摘されてまいりましたので、このようなガイドラインに基づく検証を行ってございます。

主に二つ検証してございまして、一つは固定系で、光サービス卸に関する卸料金の検証を実施してございます。接続との代替性が不十分とされてまいりましたN T T東西の光サービス卸につきまして、N T T東西において卸料金の検証を実施しております。それを踏まえて研究会で議論いたしまして、引き続きN T T東西から丁寧な説明が必要と結論づけまして、その卸協議の状況に改善が見られない場合には、必要に応じ、さらなる措置を検討してございます。

もう一つ、モバイル音声卸における接続との代替性についても卸検証ガイドラインに基づいて検証してございます。こちらについてはM N O 3社のモバイル音声卸につきまして、現在では保留とされております。改めまして今般でも

その議論を行いました、再度評価を保留いたしました。今後につきましては、引き続きMNO・MVNO間の情報の非対称性の解消の状況、それから代替性を有する接続機能の候補となりますIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を実施することとしてございます。

1 ページおめくりいただきまして3番目のアジェンダでございます。着信事業者が設定する音声接続料の在り方についてでございます。こちら、接続料を互いに支払わない「ビル&キープ方式」の導入も含めまして、音声接続料の在り方について検討してまいりました。ビル&キープ方式につきまして、それを原則化することについては丁寧な議論が必要ということで、今後、情報通信審議会に諮問し、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当としております。

一方で、その原則化については今後さらに議論を詰めることとしておりますが、部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が他事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備、選択的にビル&キープ方式を選べるようにする制度の整備については進めることが適当とされてございまして、こちらについて、また後ほど御説明させていただきたいと思っております。

それからトラフィック・ポンピングの問題につきましては、この研究会の最中でございますけれども、電気通信事業法上の考え方を整理・公表してございまして、今後定期的に注視することとしてございます。

4番目のアジェンダでございますが、接続料等と利用者料金との関係の検証、いわゆるスタックテストでございます。こちらについては移動通信分野におけるスタックテストと固定通信分野におけるスタックテストがございます。後ほど(1)のほうの移動通信分野におけるスタックテストについて御説明申し上げます。

こちらにつきましては、MNOとMVNOの間のイコールフットイングを確保する観点から、接続料等と利用者料金との関係の妥当性を検証するため、スタックテストを実施いたしました。こちらにつきましては、MVNOからの要望等を踏まえまして検証を行ってございますが、今回につきましてはahamo、povo2.0、それからLINEMOといったプランについて検証を行いま

した。こちらについては接続料等が小売料金を下回っていることを確認いたしました。今後につきましては、固定通信と移動通信のセット割引を考慮するといった指針の見直しを行うことが適当とされてございます。

固定通信分野におけるスタックテストでございますけれども、第六次報告書でも加入電話・ISDNは除外すべきという話があったのですが、加入電話・ISDNの除外と、一方で新規サービスをスタックテストの対象として追加することについて議論いたしました。その対象といたしまして、NTT東西の新規サービス、ひかり電話ネクストとか集合住宅向けフレッツ光クロス等を対象に追加することが適当とされておりまして、今後、指針を改定することとしてございます。

1ページおめくりいただきまして、5番目のアジェンダがモバイル接続料の適正性向上でございます。モバイル接続料の算定に当たりましては、この図のステップ1、ステップ2、ステップ3という手順を踏んで原価を抽出いたしますが、そのうちステップ1のところでは各社様々な計算方法があることが明らかになりましたので、こちらについて整理をして、なるべく統一するというところで、モバイル接続料の適正性を向上するための方策を今後検討することとしてございます。こちらについても後ほど御説明させていただきます。

6番目、5Gの(SA(スタンドアローン)方式)時代におけるネットワーク機能の開放でございますが、こちらについても継続的に議論しているものでございまして、5GのSA方式のネットワーク構成を踏まえた機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況を確認してございます。

その接続・卸の方法といたしましては様々なパターンが考えられます。例えば1番のL3接続相当でございますと既に各MNOにおいて機能開放済みになってございますが、3番目のL2接続相当につきましてはMVNOの導入意向が強く、MNO3社との協議を実施している状況でございます。ただ、こちらについては国際標準化等々の問題もございまして、こちらについては、結論のところになります。総務省において事業者間協議の状況を引き続き注視ということになってございます。

1ページおめくりいただきまして7番目のアジェンダでございますが、固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法でございます。こちらも固定通信

分野の接続料における報酬額の算定に当たりまして、そのパラメーターとなります β 値、主要企業の平均自己資本利益率の算定方法について議論いたしました。 β 値につきましては、 β 値を0.6から0.566に見直し済みでございます。また、パラメーターの主要企業の平均自己資本利益率の算定方法につきましては、長期安定的な指標である長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適当ということでございまして、こちらについては所要の規定の見直しを行う予定でございます。

8番目のアジェンダでございますが、加入光ファイバの残置回線に係る接続料算定方法でございます。NTT東西の加入光ファイバにおきましては利用されていない残置回線に関する接続料の算定方法、運用の在り方等について議論いたしました。研究会の結論といたしましては、今後生じる残置回線につきましては個別の接続事業者へ維持管理費を請求せず、当該回線のコストは現用回線の接続料において負担することが適当とされてございます。また、今後の残置・撤去の判断につきましては、効率性の観点からNTT東西と接続事業者間で具体的に整理を進めることが適当としてございます。

9番目、最後のアジェンダでございますが、加入光ファイバ等の提供遅延の問題でございます。こちらについては、NTT東西から加入光ファイバ等の提供遅延の実態、改善に向けた取組について議論しております。こちらについては、提供遅延の状況には改善が見られるものの、依然として改善を要する点が存在するということでございます。引き続きNTT東西においては利用者対応を行う接続事業者からの要望を真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当としてございまして、総務省としてはその状況等を引き続き注視することとしてございます。

長くなりましたが、以上が第七次報告書の概要でございます。以下4点につきまして、その詳細について説明させていただきたいと思っております。

最初は卸協議の適正性の確保に係る制度整備でございまして、1番目のアジェンダにあったものでございます。こちらについて、繰り返しとなる部分もございまして、改めて御説明させていただきます。卸電気通信役務につきましては、事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、基本的には相対取引としてございます。一方で、指定設備を用いる

卸電気通信役務の提供につきましては、その指定設備を設置する事業者に対しまして、指定設備の卸役務の提供に関する情報を総務大臣に届け出る義務がございまして、総務大臣におきましてはその当該届出の内容を整理・公表してございます。

以上の届け出る義務のほか、指定設備設置事業者の交渉上の優位性、それから卸先事業者との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備といたしまして、以下の二つの規律を追加してございます。一つは、特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少なくない指定設備卸役務）を提供する義務、それから、特定卸役務に関する協議が円滑化に資するよう、それに資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務でございます。

こちらの規律が令和4年の電気通信事業法の改正により追加されまして、本研究会におきましては、この法律の施行に向けまして特定卸役務の範囲、提示義務を課す情報の範囲について議論するとともに、参入後の協議の在り方やモバイル音声卸の標準的な料金の公表などについて整理を行いました。

1 ページおめくりいただきまして、まず、特定卸役務の範囲でございましてけれども、固定通信分野における特定卸役務につきましてはF T T Hアクセスサービスを含むことが適当とされてございます。また、光 I P 電話につきましても、一定期間、I P 網への移行が終わる令和7年1月までの間は特定卸役務の範囲に含めることが適当とされてございます。

移動通信分野における特定卸役務の範囲につきましては、携帯電話サービス、それから当該サービスと代替性を持つ全国BWAサービス、そして、I o T 市場の拡大が予想されることを踏まえ、セルラーL P W A サービスを含むことが適当とされてございます。これらにつきましては、下にございますが、継続的に利用者数が少ないものについても特定卸役務に含めることが適当とされてございます。

1 ページおめくりいただきまして、提示される情報の範囲でございます。卸契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項といたしまして、接続料相当額、それから卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目について提示を義務づけることを基本とするとされてございます。

固定通信分野の特定卸役務に関して提示される情報でございまして、競争状

況への影響等を勘案しまして、接続料相当額の水準を示す指数の開示を義務づけることが適当とされてございます。その上で、その指数を出された上での状況について継続的に注視いたしまして、今後指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況があると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当とされてございます。

それから移動通信分野の特定卸役務等に関して提示される情報でございますが、こちらについては接続料相当額については、特定卸役務のうち既に接続料が設定されているものにとどまらず、接続料が設定されていないものについても基本的には提示を求めることが適当とされてございます。また、特定卸役務に該当しない役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務については当該情報提供を促進することが適当と御提言いただいております。

次のページでございますが、その他の検討事項でございます。固定通信分野における卸参入後の協議の在り方でございますけれども、卸元であるNTT東西とその卸先の双方が参入後の協議に真摯に対応することが適当とされてございます。

それから、モバイル音声卸の標準的な料金の公表につきましては、モバイル音声卸の標準的な料金の公表につきまして、この研究会の中で議論を継続することが適当とされてございます。

指定設備卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展につきましては、総務省において、この特定卸役務に関する制度が導入され間もないところですが、その導入の効果を踏まえながら、その進展状況を引き続き注視するとされてございます。

11ページに飛んでいただきまして、着信事業者が設定する音声接続料の在り方について御説明させていただきます。

12ページを御覧いただきますと、こちらは基本的にビル&キープ方式に関するものでございます。改めましてビル&キープ方式について御説明いたしますと、発信事業者側が着信事業者側に支払う接続料を相互に支払わないこととする方式でございます。こちらについては複数の指定設備設置事業者から、固定電話のIP網への移行により事業者間の関係が変化することや現行の音声接

続料の仕組みに起因する問題の発生等がございまして、ビル&キープ方式の導入も含め検討が必要なのではないかという問題提起があり、検討を開始したものでございます。

次のページにおめくりいただきまして、ビル&キープ方式を検討対象とする背景が一つ目の音声接続料の状況に関する意見のところでございますが、電話・音声接続に関しましては、市場の縮小、アプリを利用したなどの新たなコミュニケーションツールの登場、接続料算定コストを低廉化する必要性等々の意見がありましたほか、引き続きネットワーク維持コストを適切に回収することの重要性も指摘がございました。

それから、音声接続における事業者間協議につきましては、事業者間協議では解決し得ない問題が存在するとの指摘がある一方で、やはり現行の事業者間協議で検討すべきという意見もございました。

現行の接続制度につきましては、指定設備以外の接続料については原則として事業者間の協議に委ねられておりますので、ビル&キープ方式の採用も含め、自由に採用することができますけれども、真に事業者間協議では解決し得ないと評価できるかどうかについて、まずは検討することが適切とされてございます。

ビル&キープ方式を原則化することにつきましては、双方の議論がございました。原則化すべきという意見もございましたが、合意に基づき適用することとすべきと、両方の意見がございました。検討するに当たってはメリット・デメリットの話とか接続の形態等々、様々な論点を議論すべきという御意見がございました。そういった意味で、この原則化につきましてはさらに丁寧な議論が必要。今後、情報通信審議会に諮問して、IP網への移行後の市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適切という結論になってございます。

次のページにおめくりいただきまして、一方で選択制の話でございます。ビル&キープ方式を選択可能化するというものでございます。接続する二者間の合意に基づき選択する限りにおいては問題ないとする意見もございましたが、一方で、指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性の問題等々もございまして、選択可能化についても研究会で議論いたしました。

選択可能化に際して講ずべき措置でございますけれども、ビル&キープ方式の選択制の問題につきましては、例えば指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念も指摘されているところでございます。そういった懸念につきまして何らかの制度的措置を講ずることが必要ということで、この色囲みになってございますけれども、ビル&キープ方式に合意する条件を接続約款に具体的に定めることや、一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて接続約款に定めること、そして、最後でございますけれども、不当な差別的取扱いを行っていないかなどについて報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置など、こういった観点での御指摘がございました。

これを踏まえまして、ビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者がその交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じないための措置を講じつつ、他事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を進めることが適当という結論を頂いてございます。

15ページは着信インセンティブ契約に関して、電気通信事業法の適用についての考え方をお示したものでございます。

次に、モバイル分野における接続料等と利用者料金の関係の検証、スタックテストについての説明でございます。

17ページにおめぐりいただきまして、モバイルスタックテストの概要でございます。こちらにつきましてはMNOとMVNOとの間のイコールフットィングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が設定する接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないか確認するものがモバイルスタックテストでございます。

本研究会におきましては、MNOとMVNOとの料金の近接状況、MVNOからの具体的な課題に基づく検証要望の有無、検証の合理性の有無について確認いたしまして、今般この三つについて検証を行いました。この三つのサービスにつきまして各社で検証を実施したところ、全てのサービスについて利用者

料金による収入と接続料等の費用の差分が営業費相当額を下回らないことが確認されました。

18ページにおめくりいただきまして、検証の結果でございます。繰り返しのなってしまうのですが、利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等の費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該サービス等の価格は価格圧搾による不当な競争を引き起こす水準ではないと認められました。検証結果の公表に当たりまして、各社の設備戦略等の経営上の機密情報に該当する情報は非公表とすることが合理的であると考えられるところ、今次の検証におきましては、設備容量の上限値の設定方法、営業費相当額の考え方、検証に用いた接続料等の情報について公表されており、公表内容としても適当とされてございます。

次回以降の検証に向けた方針でございます。今次の検証対象となったサービスについては、今次検証からの状況変化が大きく見られない限りは再度の検証を行わないことが適当とされてございます。最後のところでございますけれども、ガイドラインの見直しについても言及されてございます。ガイドラインについては今次検証の結果及び本研究会における議論を踏まえ、必要に応じて見直すことが適当であり、固定通信と移動通信のセット割引の取扱いについて、割引額のうちどの程度が移動通信に係るものであるか等が明らかとなった場合にはガイドラインに反映させることが適当と御提言を頂いております。

次のページでございますけれども、ガイドラインの改訂方針でございます。最初のポツは繰り返しでございますけれども、モバイルサービス市場におきましてセット割引が多く出てございますので、そのセット割引の競争への影響を見ることが必要ということでございまして、一つ目の最後の行でございますけれども、モバイルスタックテストにおいても特に固定通信サービスとのセット割引の影響を考慮することが適当とされてございます。

次の四角はその算定の方法でございます。説明は割愛いたしますが、固定通信サービスとのセット割引につきまして、その割引分について適切な按分の方法により検証対象サービスに係る割引額を算定いたしまして、それも考慮した上でモバイルスタックテストを行うようなガイドラインの見直しを行うことが提言されてございます。

詳細にご説明したい事項の最後でございますが、モバイル接続料の適正性の向上でございます。

21ページにおめぐりいただきますと、音声／データの接続料の原価の計算につきましては、三つのステップに基づき行われます。ステップ1、ステップ2、ステップ3とございますが、今回注目しているのはステップ1のところでございます。二つ目のポツでございますが、ステップ1については、第二種指定電気通信設備接続会計規則に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされてございます。

その上でございますが、次のページになります。一つ目のポツでございますが、ステップ1におきましては、移動電気通信役務に係る各営業費用が音声に直課される費用、データに直課される費用、それから配賦対象費用に分類されます。接続料原価の大宗を占めます減価償却費及び施設保全費については、それぞれ直課するものに分類した上で、按分すべき配賦対象費用について整理することとなっておりますが、その配賦対象となる部分については、固定資産価額比に基づいて配賦されることとなっております。

ルール上はそのようになってございますが、研究会の中でも、各社からの考え方の比較を行ったところ、ヒアリングを実施したところ、単純に言えば、各社独自の考え方にに基づき固定資産価額比を算出していることが確認されました。

そういったこともございまして、23ページでございますが、背景を飛ばして、ヒアリング結果でございます。各社からいろいろな御意見を承っております。例えば一つ目のところはNTTドコモでございますが、すべての資産に対してトラヒック比を適用することは適切ではなく、トラヒックとの関連性の高い資産を対象とする等、各社の設備態様に応じて適切な配賦基準を設定することが適切といったもの。KDDIからは、仮に配賦基準についての考え方を見直す場合には丁寧な議論が必要。ソフトバンクからは、音声とデータ共通費用をトラヒックのみでコスト配賦することは不適切。

それから、接続料を支払う側であるMVNOからは、減価償却費及び施設保全費の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化につながることから望まし

い。

構成員からも、トラヒックだけで配賦するのは無理があるとの意見には賛同、選択肢として挙げられている配賦基準の中では、トラヒック比が3社を比較する上でもっともシンプルでかつ透明性や恣意性排除の点で望ましい、回線数比はできるだけ避けるべきと、様々な御意見がございました。

方針といたしましては、固定資産価額比につきましては、費用の発生の様態や透明性・恣意性の観点から、基本的にはトラヒック比により算出することが適当としてあります。ただし、一方で、一部の資産についてはトラヒック比以外の配賦基準を用いることが適当な場合があることが確認されております。こういったことを踏まえまして、トラヒック比による配賦を原則といたしまして、例外的にトラヒック比以外の基準によって配賦する項目については特に重点的に、毎年度の接続料検証に当たってその配賦の考え方の適正性を確認することが適当とされてございます。

24ページと25ページは、今般ステップ1におきまして音声とデータ通信の配賦の見直しを行った結果、配賦の費用が異なることによりデータ接続料が大きく影響するのではないかという論点でございます。25ページの最後でございすけれども、こちらについても様々なヒアリングを行いました。方針といたしましては、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられることとなりますが、この場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることの指摘がございました。こうした指摘につきましては、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当とされてございます。

以上、大変駆け足でございましたが、第七次報告書につきまして九つのアジェンダについて議論してまいりました。総務省といたしましては、この報告書を踏まえまして関係規定の整備等、さらなる議論等にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

【田村委員長】 井上課長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして御質問等がございましたらお願いしたいと思います。御発言をお願いいたします。中條委員、どうぞ。

【中條委員】 御説明ありがとうございました。近年MNOとMVNOの間で卸料金に係る紛争事案が増えていることから、こうした事業者同士の理解を深めて紛争解決に資する取組について理解したいという趣旨から御質問させていただきます。

今日御説明いただいた資料の8番目になりますでしょうか、卸協議の適正性の確保に係る体制整備の概要の中で、固定通信分野の特定卸役務については、少なくとも現時点では接続料相当額の水準を示す指数の開示が義務づけられることとなるのに対して、移動通信分野につきましては、接続料相当額については特定卸役務のうち既に接続料が設定されているものにとどまらず、接続料が設定されていなくても基本的に提示を求めることが適当ということで、固定通信分野と移動通信分野の提示すべき情報に差異を設けていらっしゃる。この理由についてまずお伺いしたいのが1点目です。

もう一点ですけれども、この開示に関しましては、先般の電気通信事業法の改正により新たに設けられました特定卸の情報開示義務と関連して、卸元事業者が提示する情報量の不足を補うことが背景にあるかと理解してございます。その時に、接続料相当額及び卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目を提示させて、卸先事業者が不必要な費目の選別を行うことを可能にする、これによって卸料金の低廉化を促すことが趣旨だと理解してございます。こういった趣旨をより良く実現するためには、むしろ卸役務の個別の費用項目とその金額を開示させる方法を採用されたほうが、より良くその趣旨にかなうのかなども考えてみたのですけれども、そうされなかった理由があればお伺いしたいという、2点でございます。

【田村委員長】 それでは井上課長、お願いいたします。

【井上課長】 後半で個別の費用項目についてご指摘いただいたお話は、一面においておっしゃるとおりだと思います。一方で卸役務の提供契約の締結は、基本的には民間の協議で成り立つべきものと考えてございまして、まずはその一歩といたしまして、今般、こういった協議の円滑化に資するものとして相

当額、それから卸料金との差分で回収される費用項目について提示することとさせていただきます。

これにつきましては、それぞれの今回の御提言でもございますように、総務省としてはその状況についてよく注視することが適当ということも研究会でも御指摘いただいておりますので、今回の法改正に基づき、それによって具体的に提示が義務づけられた協議の円滑化に資する情報によって、どれだけ協議がうまくいくかについてよく注視して、それから、必要であれば、次の制度整備についても考えていきたいと考えてございます。

それから前半でご質問いただいた、固定通信分野と移動通信分野で移動通信の特定卸役務等について開示される情報のこの差分のところでございますが、接続料の設定方法が移動通信は1秒当たり等である一方、固定通信は1芯線単位とされているところがあるなど、様々な差異がございますので、こういった形で設けたと理解してございます。

【中條委員】 御説明ありがとうございます。利用状況を見ながら、今後改善の必要があれば見直しもあり得るという理解で承知いたしました。ありがとうございました。

【田村委員長】 ありがとうございます。葎葉委員も質問があるようですね。どうぞ。

【葎葉特別委員】 葎葉です。本日御説明くださり、どうもありがとうございました。報告書の①の卸協議の適正性の確保に係る制度整備と③の着信事業者が設定する音声接続料の在り方について、それぞれ質問させていただければと思います。

最初の卸協議の適正性の確保に関する制度については、スライド6ページになります。今の中條先生の御質問とも少し重複してしまうかもしれないのですが、もう少しざっくりとした御質問とさせていただければと思っています。まず、特定卸役務の提供義務や特定卸業務に関する情報提供義務を課す改正法が本年6月に施行されたわけですが、法改正については周知されていますので、既に実際に特定卸に関する協議や合意が活発になってきているような状況があるのかどうか、もし御存じであれば教えていただきたいと思っています。

また併せてこの点に関してですが、今後、先ほど特定卸に係る協議や合意が活発になるかどうかを注視していくというお話もあったかと思うのですが、総務省としてもどのような方法で把握していこうと思われているのか、ざっくりしたところでも結構ですので、教えていただければと思っています。

【井上課長】 御質問ありがとうございます。一つ目のところでございますけれども、端的に申し上げますと、まだ私どもとして把握してございませんので、そこはよく制度改正の効果を見極めるためにも、今後、見ていきたいと思っています。

それからその状況を見る場ということでございますが、直ちにどこでやるということを決めているわけではありませんが、今回御説明させていただきました研究会も一つの候補かと思っています。

以上です。

【葭葉特別委員】 ありがとうございます。二つ目の質問ですけれども、着信事業者が設定する音声接続料の在り方についてです。スライドでいうと13ページになります。まず、ビル&キープ方式に係る検討の経緯が、現行の音声接続料の仕組みに起因する問題などの発生を背景に検討が行われていることが12ページに書かれていまして、それを前提に13ページに具体的な御意見が記載されているわけですけれども、上から三つ目の四角ですが、現行の接続制度では指定設備以外の接続料については原則として、ビル&キープ方式の採用も含め、事業者間協議に委ねられていると記載されているところです。

そうすると実態としては非指定設備の接続料は、非指定設備を設置する業者の言う値段に、言い値にと行って良いのでしょうか、なり得る可能性があるのかなと感じたのですが、そのような理解で良いかどうかということです。併せてですが、いわゆる「ビル&キープ方式」に関連して、第一種・第二種の指定を受けていない電気通信設備に係る接続料については、現行法では民間の協議に委ねられている、という説明がありましたが、電気通信事業法に基づく規制は何らないという理解でよいのか、この点について教えていただければと思っています。

以上です。

【井上課長】 ありがとうございます。御指摘のとおり、原則として非指定

設備の接続料については事業者間協議で決められることとなっています。電気通信事業法上、全く何もないかといいますと、業務改善命令や接続命令・裁定等の事後規制で接続に関する規定がございます。そういった意味では全く何も規制がないかというところというわけではございませんが、原則は接続料の設定は民間でやられるべき話だと思っており、非指定設備については事業者間の協議でまずやっていただくのが原則と考えてございます。

【葭葉特別委員】 承知しました。そうすると、今おっしゃられているのは、例えばスライドで15ページの下の電気通信事業法29条などの規定の適用があるので、一定の規制はあると理解して良いということでしょうか。

【井上課長】 今ちょっと確認してございますので、後ほど答えさせていただきます。

【葭葉特別委員】 承知しました。ありがとうございます。

【田村委員長】 葭葉委員、取りあえずよろしいでしょうか。

【葭葉特別委員】 以上で大丈夫です。ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。それでは井上課長のほうで後ほどまた改めて御連絡いただければと思います。

※ 葭葉特別委員からの質問事項については、後日、料金サービス課から次のとおり回答があった。

- 非指定電気通信設備に係る接続料については、「事前規制」がないというのが「原則として事業者間協議に委ねられている」の趣旨。
- 一方、電気通信事業法上、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は接続応諾義務を課されており、総務大臣による協議命令や裁定が用意されているところ、非指定電気通信設備についても、例えば接続料の水準について双方の協議が調わない場合に一方当事者が申請すれば、総務大臣が裁定することになる。
- また、非指定電気通信設備に係る接続に係る業務の方法等について、同法第29条第1項各号に掲げる事由に該当すると認められる場合には、総務大臣は業務改善命令を行うことが可能。

【田村委員長】 そのほかの委員、特別委員の皆様、何か御質問等はありませんでしょうか。三尾委員、どうぞ。

【三尾委員長代理】 今回、第七次の報告を頂いたのですが、この結論から拝見いたしますと、引き続き検証するというようなことが多く書かれているかと思うのですが、今後どのようなスケジュールで検証が行われるのか、どのぐらいの頻度で検討されるのかということと、最終的に何らかの成果、ガイドラインとか何か形になるものを想定されているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

【田村委員長】 井上課長、お願いいたします。

【井上課長】 おっしゃるとおり、引き続き注視すべきと提言いただいている項目がございまして、これは今回第七次の報告書でございまして、第六次報告書までの検討から引き継いでいるところもありますところ、注視だけで終わるわけではないと考えてございます。例えば、モバイル接続料の適正性の向上などにつきましても、注視するだけではなく、早めに結論を出したいと思っております。また、モバイルスタックテストにおける固定通信と移動通信のセット割引についても考慮すべきといった御提言がございまして、この点は、指針の改定という形で早期にアウトプットを出していきたいと考えてございます。

【三尾委員長代理】 ありがとうございます。承知しました。

【田村委員長】 ありがとうございます。白山委員、どうぞ。

【白山特別委員】 御説明ありがとうございます。5番目のモバイル接続料の適正性向上のところでお伺いしたいのですが、これは共通的な経費の配賦基準でステップ1のところはかなり影響が大きくなる可能性もございましてけれども、こういうことはよく世の中にあることだと認識しております。いまだに企業でもよくありがちな話でございまして。今まで決まっていた配賦基準が意外と部門間で異なるとか、実務レベルで違うことはよくあることとございまして。

今回お伺いしたいのは、この点について今回は細かく調べていって、検討が始まった契機といいますか、どういう契機でこの点が各社に差があるということが判明したのでしょうかという点です。よくこういうことが判明するときには、外部からの何かの検証が入ったときにそういう差が出てくることが多いのですが、その辺のいろいろな経緯をお伺いできればと思います。それによってその検証の方法と精度の問題もある可能性がございまして、この辺をお伺いできればと思います。

【井上課長】 課長補佐の廣瀬から回答させていただきます。

【廣瀬課長補佐】 料金サービス課の廣瀬でございます。

今、先生がおっしゃっていただいたとおりで、共通的な経費の配賦基準が各社で違っていたということですので、どういう観点をまず検証されたのかということですが、この分野に関しては、最終的に接続料というものが算定されまして、これが二種指定設備の場合ですと総務省に届出という形で毎年出てまいります。その際、算定根拠という分厚い資料を頂いておりまして、総務省で一定の検証をした上で、毎年この研究会で検証していただくというプロセスをやっております。その中でこのステップ1、2、3のどこを重点的に見ていくかということは時期によって様々ございますが、これまでは比較的、ステップ2と3はじっくり見てまいりました。そのような中で、今回は、接続料の水準に各社のずれがあったことなど、そういう点も含めてステップ1に着目しようという動きが研究会で行われたものと認識しております。

ステップ1は接続会計におきまして、各役務の費用を音声とデータに分けた結果自体は各社公表しておりますので、外見上、何らかの分析は皆さんもお互いにできるという状態になっているのですが、共通的な費用を分けるときに固定資産価額比を用いることになっていたところ、どうもその考え方が少し各社で違うようだということが今回議論のテーマになりまして、具体的には今見直しの検討を各社に依頼しているところでございます。

同時に、我々のほうで制度の改正も予定しておりまして、その接続会計の中でより具体的なデータを頂くこととしたいと思っておりますので、引き続きここは検証を進めてまいりたいと思っております。

【白山特別委員】 ありがとうございます。総務省及び研究会からのそのチェックなどによって判明したということで、今後はより検証の精度が高まるということで理解いたしました。

【田村委員長】 ありがとうございます。ほかに御質問はいかがでしょうか。それでは小川委員、どうぞ。

【小川委員】 小川です。御説明どうもありがとうございました。

ビル&キープ方式について教えていただきたいのですが、現在、その導入に向けていろいろ検討が始まったということですがけれども、今、実は既に、ある

業者間においてこのビル&キープ方式を取り入れている事例のようなものがあるのかどうかを教えていただければと思います。

また、いろいろ音声とデータの通信のやり取りが大分変化しつつあって、今後もどんどん変わっていくことになっていきますと、このビル&キープ方式の導入はなかなか興味深い部分もあるかなと思います。やはりここにも結構デメリットのこととかも挙げていただいていますけれども、もしほかにももう少し、導入が厳しいハードルみたいなところがあれば教えていただければと思います。

【柴田課長補佐】 ご回答させていただきます。

こちら、私どもの把握している範囲では、非指定事業者間の音声接続においてもビル&キープ方式を導入されている例は承知しておりません。非指定事業者同士がどのような接続協定を締結しているのかなど、総務省として届出を受けている状況ではないところで、承知している範囲のことで申し上げたところでございます。

こちら、ビル&キープ方式のデメリットのところがございますけれども、書いておきますとおり、小規模事業者の方におきまして、コスト回収への影響を懸念される方もいらっしゃいますので、そういうところが今後導入するに当たっての検討の課題となりますし、選択可能となったときにそれぞれの社が導入するかどうかというときの検討のポイントにもなり得ると考えております。

【小川委員】 どうもありがとうございました。

【田村委員長】 それでは小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 ありがとうございます。私もこのビル&キープ方式についてお伺いしたいのですが。これは接続料を相互に支払わないこととする方式とお書きいただいているのですが、このことの意味は抽象的に言えば幾つか考えられるわけで、例えば請求権は発生するけれども請求権を行使しない、あるいは相殺するということがあれば、そもそも請求権を発生させないということもあろうと思います。請求権を発生させないということは、相手方の接続に伴う設備とか役務を無償で利用する、こういう合意をするということであろうと思いますが。

仮に後者だとすると、今度は実態として大体相互に同じような役務を提供していればそれは確かに均衡が取れますけれども、実態とそれが乖離していると

すれば、そういう合意をすること自体が、事業者間とはいえ、認められるのかというような問題もあろうと思います。その辺りも含めて、ここでビル&キープ方式と言っているものは、契約的に言うとうどういうものを指しているのか、御説明を頂けますでしょうか。

【柴田課長補佐】 御質問いただきありがとうございます。こちらの12ページに書いてありますとおり、互いに請求しないというところがございます。いろいろと確かに整理はあり得るのかと思いますが、現在、総務省において考えているところとしては、お互いに請求しないことについて、両者が合意することを考えているものがございます。確かにその場合、お互いに相手の設備を利用して接続料は請求しないということになりますので、発信時も着信時も自ら設置する設備についてコスト回収することになります。そのような形での選択的な導入について、検討しているところがございます。

【小塚委員】 分かりました。そうすると、おおむねお互いに提供する役務が均等であるという前提の下に、両事業者がこれはそもそも請求権を立てず、それぞれが自己で費用を負担するという合意をするということですね。そのような状況が生じてきたということで合理性があると理解いたしました。ありがとうございました。

【田村委員長】 ありがとうございます。

今日の御説明に関しましてはいろいろと委員の方からも御質問があらうかとは思いますが、予定された時間も参りましたので、この辺で質疑応答は終わらせていただきたいと思います。井上課長におかれましては本当にありがとうございました。御退室いただいて結構でございます。

【井上課長】 今日は貴重なお時間を頂きまして、どうもありがとうございました。引き続き御指導いただけますよう、何とぞよろしく願いいたします。

(井上課長他、料金サービス課職員退出)

(3)閉会【公開】

【田村委員長】 本日の議題は以上でございます。委員、特別委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

【矢入特別委員】 すみません。矢入です。1点よろしいでしょうか。

【田村委員長】 どうぞ。

【矢入特別委員】 本日御説明いただいた接続料についての新しい考え方は、過去にこの委員会で取り上げた紛争事例に非常に関係があるということで、今回の御説明になったのでしょうか。ほかにも接続料には、例えばNTT東西との接続、モバイル通信キャリアがバックボーンとして例えばNTTがお持ちの光ケーブルに接続した場合など、いろいろ考えられると思いますが、接続料に関する委員会のほうで新しい取決めや、今後例えばそこで紛争が起こった場合に、当委員会のマターの外なのか内なのかということも疑問に思いました。どうぞよろしく願いいたします。

【田村委員長】 事務局から何かおっしゃいますか。

【藤野事務局長】 第一種あるいは第二種の指定電気通信設備の接続料の関係であれば、これは紛争事案にもなり得るのですが、ただ料金の算定の仕方が省令等で整備されていますので、あまり争いの余地はなくなっているのと、あとは特に第一種指定電気通信設備であれば認可の対象になりますので、そこで決まってしまうので、そういうことでこちらに争いが来ることはあまり想定しにくいと思います。ただ、理論的にはあり得るので、その場合には、この論理に従ってくださいというような話になってしまうのかもしれませんが。

先ほどあったビル&キープ方式も指定設備についての疑問だと思しますので、これも制度上どうするかです。制度上、この枠についてはビル&キープ方式ということになれば、そこは多分そのとおりになってしまうと、不満の方もいらっしゃるかもしれないので、そういう場合は例えばあっせん申請などは、制度的には可能ですけれども、制度のとおりやってくださいと言うしかないかもしれませんので、あまり想定しにくいかもしれません。

【矢入特別委員】 どうもありがとうございました。非常によく理解できました。

【田村委員長】 参事官からも何か。手が挙がっていますが。

【小津参事官】 ありがとうございます。今、事務局長の藤野が申しあげたことに加えまして、ほんの少し補足させてください。

今回、なぜこのテーマにしたのかについては、委員御指摘のとおり、今回の内容はこれまでの紛争事案に関係するものが非常に多いことが一つ。それから、

ちょうど冒頭で井上課長が説明されていましたが、毎年1回料金サービス課としてこういう活動をしたということを整理して、パブコメも行った上で、8月の末に報告書として報告していますので、タイミングが良い。

それから、前回の第6次報告書の時にもこの委員会の場で報告を受けました。そういうことがありましたので、今回9月にこれを持ってきたという背景があります。

以上です。

【田村委員長】 矢入委員、よろしいでしょうか。

【矢入特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの委員の方、何かございますでしょうか。

特になければ、事務局から何かございますでしょうか。

【小津参事官】 本日はお忙しい中の御出席、誠にありがとうございました。次回の委員会の日程につきましては後日また御案内させていただきます。

以上です。

【田村委員長】 それでは以上をもちまして、本日の委員会としては終了させていただきます。どうも長い間、お疲れさまでした。

— 了 —